

東京大学における出資を目的とした株式等取得取扱規則の一部を改正する規則（令和6年3月18日東大規則第74号）

改正理由：国立大学法人法の一部を改正する法律（令和5年法律第88号）による字句修正に伴い、所要の改正を行うものである。

現 行	改 正
(略) (定義) 第2条 この規則における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。 (1) (略) (2) 「大学が出資可能な企業」とは、国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「法」という。）第22条第1項第6号から第9号まで及び<u>第34条の5</u>により、大学法人が出資することが認められている事業者をいう。 (3) 「国立大学法人の業務」とは、法第22条及び<u>第34条の5</u>に規定する業務をいう。 (略)	(略) (定義) 第2条 この規則における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。 (1) (略) (2) 「大学が出資可能な企業」とは、国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「法」という。）第22条第1項第6号から第9号まで及び<u>第34条の2</u>により、大学法人が出資することが認められている事業者をいう。 (3) 「国立大学法人の業務」とは、法第22条及び<u>第34条の2</u>に規定する業務をいう。 (略)

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。